

別表（第3条関係）

事業区分	事業の種別	交付対象者	交付対象となる地区	交付額
人材配置支援	実践活動サポーター配置支援事業	過疎債ソフト（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下過疎法という。）（令和3年法律第19号）第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。以下同じ。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域（過疎法第2条第2項の規定により公示された区域をいう。以下同じ。）かつ中山間地域に所在する地区	支援対象経費（過疎債ソフトの起債額）に10分の1.5を乗じて得た額
	複数エリアコーディネーター配置支援事業			支援対象経費（過疎債ソフトの起債額）に10分の2を乗じて得た額
実践活動支援	実践活動支援事業	過疎債（過疎法第14条第1項及び2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域かつ中山間地域に所在する地区のうち、「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施要綱第2の第3号に規定する地区を除いた地区	(1) 単独エリアでの取組 支援対象経費（過疎債の起債額）に10分の1.5を乗じて得た額 (2) 複数エリアで連携して行う取組 支援対象経費（過疎債の起債額）に10分の2を乗じて得た額
拠点整備支援	拠点整備支援事業	過疎債ハード（過疎法第14条1項に規定する地方債をいう。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域かつ中山間地域に所在する地区のうち、「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施要綱第2の第3号に規定する地区を除いた地区	支援対象経費（過疎債ハードの起債額）に10分の1.5を乗じて得た額と交付限度額（10,000千円）を比較して少ない方の額